

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」 の改正について（報告）

第189回安全衛生分科会資料

厚生労働省 労働基準局安全衛生部
労働衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

事業場における労働者の健康保持増進の在り方に関する検討会

1 目的

高齢労働者の増加、急速な技術革新の進展等の社会経済情勢の変化を踏まえ、政府において、がん検診の推進等を通じた「攻めの予防医療」を進めることによって、健康寿命の延伸を図り、社会保障の担い手の拡大に取り組むこととされている。

労働者については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（以下「安衛法」という。）第69条の健康保持増進措置の枠組みを活用し、事業場における疾病の早期発見・早期治療の取組の強化を図るとともに、疾病の治療が必要な労働者が離職せずに働き続けられるよう、治療と就業の両立支援（※）につなげていく必要がある。

こうした一連の流れを円滑に進めていくため、安衛法第70条の2第1項の規定に基づく「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号。以下「THP指針」という。）」の在り方等を検討する。

※労働施策総合推進法（昭和41年法律第132号）の改正により、事業主に取組を努力義務化（令和8年4月1日施行）

2 検討内容

- （1）労働を取り巻く環境の変化を踏まえたTHP指針の在り方等について
- （2）その他関連する事項について

3 構成員名簿（◎座長）

漆原 肇	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長	立石清一郎	産業医科大学産業生態科学研究所災害産業保健センター教授
及川 勝	全国中小企業団体中央会常務理事		
大須賀 穰	帝京大学臨床研究センター教授	立道 昌幸	東海大学医学部客員教授
岡村 智教	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教授	古井 祐司	東京大学未来ビジョン研究センターデータヘルス研究ユニット特任教授
亀澤 典子	公益社団法人全国労働衛生団体連合会専務理事		
清田 素弘	日本商工会議所産業政策第二担当部長	松岡かおり	公益社団法人日本医師会常任理事
鈴木 重也	一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長	武藤 繁貴	公益社団法人日本人間ドック・予防医療学会理事
◎高田 礼子	聖マリアンナ医科大学予防医学教室主任教授	森 晃爾	産業医科大学名誉教授

4 開催実績

第1回	令和8年4月24日	第3回	令和8年7月3日	報告書公表	令和8年8月21日
第2回	令和8年6月1日	第4回	令和8年8月5日		

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」改正概要

- 指針の健康保持増進措置の範囲をがん検診等の2次予防まで拡大し、検診等の機会提供の方法等を具体的に規定
- 治療と仕事の両立支援を指針上に明記し、両立支援の更なる推進を図る。
- 就業形態にかかわらず全ての労働者が対象であることを明確化
- 労働者にデジタルツール等を活用し、自身の保健医療情報（PHR: Personal Health Record）の把握に努めるよう促すことを明記

がん検診等の2次予防の推進

指針の健康保持増進措置の範囲を拡大し、がん検診等の2次予防が含まれることを明確化

- 健康診断等による疾病の早期発見や早期治療（2次予防）も健康保持増進対策の一環として取り組むことを明記
- 2次予防の対象となる疾病には、がん、女性特有の健康課題（月経不順、月経困難症、過多月経、月経前症候群、更年期障害等）、歯科疾患、骨粗しょう症及び眼科疾患（以下「がん等」という。）といった健康課題を含むことを明記
- 健康経営などの労働生産性向上の観点健康確保増進措置の中に明確に位置づけ

がん検診等の具体的な取組内容

- ・がん等に係る検査（以下「がん検診等」という。）及びその結果に基づく精密検査の受診勧奨
- ・その取組方法としては、以下のものを明示。
 - ①事業者自ら又は医療保険者と連携して実施する健康診断の機会を活用したがん検診等の受診機会の提供
 - ②労働者の居住する市町村において実施されているがん検診の受診勧奨及び受診のための休暇の付与等
- ・上記のがん検診等の受診やその結果に応じた精密検査の受診勧奨を推進するために、効果的な方法を明示。
- ・健診及び検診に関するプログラムに係る要件及びがん検診等を含めた健康診査の精度管理等の留意事項を記載

がん等に関する健康教育

- ・科学的根拠等を踏まえたがん等の予防や検診受診が行われるよう、健康教育の内容・対象者や留意事項を明記。

2次予防の推進に向けた医療保険者や地域保健とのさらなる連携を推進

- ・医療保険者や地域保健とのさらなる連携のため、医療保険者等と連携した健康診断や健康保持増進措置の重要性を明記。

治療と仕事の両立支援の更なる推進

- ・疾病の治療が必要な労働者が離職せずに働き続けられるよう、治療と就業の両立支援の取組との関係を明記

適用期日等

○公示日：令和8年10月（予定） ○適用期日：（公布日適用）

検討内容を踏まえた今後の取組

○事業場における労働者の健康保持増進の在り方に関する検討会で提言された、今後、国が取り組むべき事項は以下のとおりである。

1. 改正後のTHP指針（以下「改正THP指針」という。）に基づく取組の更なる推進

- 非正規雇用労働者も含めたすべての労働者の健康保持増進が進むよう、産業保健総合支援センターや労働災害防止団体等と連携し、中小企業等の事業者の取組を支援
- 経済産業省が推進する健康経営との連携等により、「攻めの予防医療」に取り組む企業の見える化や社会的評価の向上を図る
- 「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」の改定やホームページ等を通じて、科学的根拠等を踏まえた正しい理解に基づくがん等の予防や検診受診が行われるよう、健康教育に係る教材等の情報を提供
- 上記の健康教育について、以下の事項に留意
 - ✓ 事業者は、短時間労働者等のうち、医療保険者が保健事業等で実施するがん検診等の対象とならない者に対し、自治体を実施するがん検診等の利用を促す
 - ✓ 労働者自身の健康保持増進につなげていく観点から、デジタルツール等を活用し、生涯にわたる自身の保健医療情報（PHR：Personal Health Record）の把握に努めるよう促すことにより、就業形態にかかわらず、全ての労働者のアクションにつなげる

2. 治療と就業の両立支援の更なる推進

- 中小企業等の事業者の取組への支援を図るため「治療と就業の両立支援指針（令和8年2月10日厚生労働省告示第28号）」に基づき、治療と就業の両立支援の取組を更に推進

3. 改正THP指針の取組状況のフォローアップ

- 事業場における改正THP指針を踏まえた取組状況を把握するため、企業規模や地域ごとのがん検診等の取組状況等に係る調査を実施

事業場における労働者の健康保持増進の在り方に関する検討会報告書 (令和8年8月21日公表)

参考

1 検討会の趣旨

- 政府において、がん検診の推進等を通じた「攻めの予防医療」を進めるに際して、労働者については、労働安全衛生法第 69 条の健康保持増進措置の枠組みを活用し、事業場における疾病の早期発見・早期治療の取組の強化等を図る必要がある。
- このため、安衛法第 70 条の 2 第 1 項の規定に基づく「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第 1 号。以下「THP※指針」という。）」をはじめとした**事業場における労働者の健康保持増進の在り方等について検討**を行った。

※Total Health Promotion Plan

2 報告書概要

1. 2次予防の推進

- ・労働者の健康保持増進は、生活習慣改善等による疾病の発症予防（以下「1次予防」という。）を主として取り組むが、疾病の早期発見や早期治療（以下「2次予防」という。）を行うことで、さらに疾病の発症や重症化を予防することが期待され2次予防の取組も推進すべき。
- ・業務起因性が必ずしも認められない疾病の2次予防については、必ずしも事業者のみが推進の責務を負うものではないが、労働者の健康への投資が経営にも資するとの理解の下、それぞれの事業場の実情に応じて創意工夫して進めていくことが適当。

2. 2次予防の対象となる疾病

- ・2次予防の対象となる疾病には、がん、女性特有の健康課題（月経不順、月経困難症、過多月経、月経前症候群、更年期障害等）、歯科疾患、骨粗しょう症及び眼科疾患（以下「がん等」という。）といった健康課題を含むものとすべき。

3. 2次予防の推進に向けた医療保険者や地域保健とのさらなる連携を推進

- ・2次予防の推進に当たっては、医療保険者や地域保健とのさらなる連携が必要。

4. がん等に関する健康教育

- ・労働者が科学的根拠等を踏まえた正しい理解に基づくがん等の予防や検診受診が行われるよう健康教育を実施する必要。

5. 2次予防の取組内容

- ・2. に掲げるがん等に係る検査（以下「がん検診等」という。）及びその結果に基づく精密検査の受診勧奨が考えられ、その取組方法としては、以下のものがある。
 - ①事業者又は保険者と連携して実施する健康診断の機会を活用した検診等の受診機会の提供
 - ②労働者の居住する市町村において実施されているがん検診の受診勧奨及び受診のための休暇の付与等
- ・上記の検診等の受診やその結果に応じた精密検査の受診勧奨を推進するために、効果的な方法を示すべき。

6. 2次予防の取組における精度管理等

- ・2次予防の取組のためのがん検診等の機会の提供に当たっては、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成 16 年厚生労働省告示第 242 号）における健診及び検診に関するプログラムに係る要件及びがん検診等を含む健康診査の精度管理等について留意する必要。

7. 治療と就業の両立支援の更なる推進

- ・疾病の治療が必要な労働者が離職せずに働き続けられるよう、治療と就業の両立支援の取組を推進することが重要。

3 検討を踏まえた国の今後の取組

○改正THP指針に基づく取組の更なる推進

- ・非正規労働者も含めたすべての労働者の健康増進が進むよう、産業保健総合支援センターや労働災害防止団体等と連携
- ・経済産業省が推進する健康経営との連携等、手引きの改定等を通じてがん等の予防等の健康教育に係る教材等の情報提供

○治療と就業の両立支援の更なる推進

- ・「治療と就業の両立支援指針（令和8年2月10日厚生労働省告示第28号）」に基づき、事業場における治療と就業の両立支援の取組を更に推進する。

○改正THP指針の取組状況のフォローアップ（事業所調査）

- ・事業場におけるTHP指針の取組状況を把握するため、本検討会の議論を踏まえつつ、企業規模や地域ごとのがん検診等の取組状況等に係る調査を行う。

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（「THP指針」）概要

趣 旨

※Total Health Promotion指針 策定：昭和63年9月1日 最終改正：令和8年2月10日

- 労働安全衛生法第70条の2に基づき、同法第69条第1項で定める**事業者が構ずるよう努めるべき労働者の健康の保持増進のための措置（健康保持増進措置）**が適切かつ有効に実施されるため、**生活習慣病**やメンタルヘルス、身体機能の維持向上を念頭に置いて、当該措置の**原則的な実施方法**について定めたもの。

【参考】労働安全衛生法（抄）

（健康教育等）

第六十九条 **事業者は**、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に**講ずるように努めなければならない**。

（健康の保持増進のための指針の公表等）

第七十条の二 **厚生労働大臣は**、第六十九条第一項の事業者が講ずべき健康の保持増進のための措置に関して、その**適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表する**ものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

事業場における取組の流れ

①健康保持増進方針の表明

②推進体制の
確立

③課題の把握

④健康保持増進目標の設定

⑤健康保持増進措置の決定

⑥健康保持増進計画の作成

⑦健康保持増進計画の実施

⑧実施結果の
評価

具体的な実施内容

- 労働者の健康状態の把握
健康診断、健康測定※

※健康指導を行うために実施される調査・測定。身体機能セルフチェック、フレイルチェック、ロコモ度テストなど

- 健康指導の実施

メンタルヘルスケア、栄養指導、口腔保健指導、睡眠、喫煙、飲酒等に関する保健指導 など

攻めの予防医療に関する政府の考え

○第221回国会における高市内閣総理大臣施政方針演説（令和8年2月20日閣議決定）

データヘルスや保険者機能の強化、健康経営に取り組む地域企業への支援、がん検診・歯科健診の推進を通じ、「攻めの予防医療」を具体化させます。健康寿命の延伸を図ることで、皆が元気に活躍し、社会保障制度を含めた社会の支え手となっていただけのようにします。

○第221回国会の厚生労働大臣の所信挨拶（令和8年3月19日参議院・厚生労働委員会）

（攻めの予防医療、健康・公衆衛生対策）

性別、年齢、働き方によらず、国民お一人おひとりが健康で、元気に活躍し、社会保障の担い手になっていただくことで、経済社会の活力を維持・強化するため、「攻めの予防医療」を推進する総合的な対策を取りまとめてまいります。

まず、「がん検診の推進」です。社会全体としての死亡率の減少を図るため、科学的根拠に基づくがん検診を受けることが重要であり、令和七年度補正予算における関連予算の活用をはじめ、令和十年度までにがん検診受診率六十%、精密検査受診率九十%を達成できるよう、更なる取組を進めてまいります。

次に、「歯科健診の推進」です。歯と口腔の健康は、全身の健康にもつながるものであり、国民が生涯を通じて定期的に歯科健診等を受けることができる環境整備を進めてまいります。

あわせて、これらの検診等の推進や生活習慣病などの重症化予防には、保険者や事業主の関与が重要であり、保険者が実施する予防・健康づくりの取組において、健診やレセプト情報等のデータの収集・利活用を進めるなど、「データヘルスや保険者機能の強化」に取り組んでまいります。

さらに、「女性の健康総合センター」を中心に、女性の健康支援を総合的に推進するとともに、診療領域を横断した対応策の整理や診療拠点の整備など、「性差に由来する健康課題への対応」を進めてまいります。

加えて、若年期のみならず、高齢期への支援として、科学的知見に基づく認知症予防に取り組むことができるよう、啓発や地域活動などを推進するとともに、症状が出現する前の薬剤投与の社会実装に向け、医療提供体制や連携モデルの検討等を進めてまいります。

このほか、がん対策、難病対策、移植医療対策、循環器病対策、アレルギー疾患対策、受動喫煙対策、広域的な食中毒事案への対策強化、生活衛生関係営業の振興等に引き続き取り組んでまいります。

経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日閣議決定）

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

2. 全世代型社会保障の構築（2）成長型経済に合わせた持続可能な社会保障制度

（攻めの予防医療と疾病対策）

国民のWell-beingの向上と健康寿命の延伸を図り、誰もが社会の担い手として活躍できる日本を実現する。**「攻めの予防医療」を推進し、健康増進、疾病予防、早期発見、早期介入及び行動変容に関係機関が連携して取り組む。**栄養・食生活を含む健康リテラシーの向上、地域住民の健康増進に資する薬局機能及び薬剤師の果たす役割の強化、学齢期の健康診断の在り方の見直し、予防接種、HIVや性感染症の予防、下水サーベイランス等の感染症対策、がん検診や精密検査の受診率向上、循環器病を含む生活習慣病等の予防、いわゆる国民皆歯科健診の具体化（歯周病検診の対象拡大や就労世代の歯科健診の更なる充実）、口腔と全身の健康の関係に基づく歯科疾患対策・口腔健康管理、認知症の早期診断・早期対応、予防・医療・介護を通じた切れ目のないリハビリテーション、PHRの利活用と情報連携を推進する。更年期世代の女性への医療の推進や女性の健康総合センターの機能強化、「プレコンセプションケア推進5か年計画」の工程表の策定と実行、企業と保険者のコラボヘルス、睡眠対策を含む健康経営の推進等、予防・健康づくりを支えるヘルスケア産業の育成等を図る。（略）